

大学及び大学院における必要な科目（試案）の考え方

1. 大学における必要な科目について

ア 単位数等の規定

- ① 講義及び演習科目（大学設置基準で定める「講義及び演習」）については、公認心理師法において単位数等を省令で定めることを規定しておらず、また、大学の自主性を尊重するため、省令で単位数等は定めない。
- ② 実習科目については、その実施を担保する観点から、時間数の下限を規定する。
※実習科目とは、心理に関する支援を要する者等に対して支援を実践すること及びその見学並びに前後の指導を含むもの。
- ③ 演習科目について、時間数は規定しない。
※演習科目とは、心理に関する支援の実践に当たり模擬患者等を用いたロールプレイング等を実施するもの。大学設置基準で定める「実習及び演習」とは区別する。

イ 講義及び演習科目

- ① 講義及び演習科目については、「心理学基礎科目」と「心理学発展科目」に大別する。
- ② 心理学発展科目については、「基礎心理学」、「実践心理学」及び「心理学関連科目」に大別する。

ウ 実習科目

- ① 大学における実習については、担当教員及び実習施設における担当指導者（以下、指導者という。）の下、心理に関する支援の実践ができることが望ましいが、実習施設の実情も踏まえ、各大学において具体的な実習施設及び実習内容の検討を行う。
- ② 実習施設については、大学卒業後に実務経験を経て試験の受験資格を取得することがあることを踏まえ、心理に関する支援の実態に対する理解を促す観点から、主要な5分野（保健医療、福祉、教育、司法、産業・労働）に関する施設の見学を中心とした実習を行う。ただし、経過措置として法施行後当分の間は、医療機関（病院又は診療所）での実習を必須とし、医療機関以外の施設での実習については適宜行う。

(参考)実習及び演習の内容について

○ 実習の内容

以下の1及び2を指す。

1. 実習生が心理の支援を要する者及びその関係者に対して、実際に面接や検査を実施することを通じて、心理状態の観察及び分析並びに必要な支援(法第2条第1号から第3号までに規定する行為に相当するも

の)を行う。

また、実習の担当教員や指導者が実習の前後に実習生に対して行う指導も実習時間に含める。なお、多職種を交えて支援の方針等を検討するケースカンファレンスも実習の一部に含める。

※心理に関する支援が必要な事例を自ら担当することが望ましい。

2. 指導者が、心理に関する支援を要する者に対して、実際に心理状態の観察及び支援等を行う際に陪席する。また、他の実習生及び指導者が実際に支援等を担当する事例についての検討を行う。その前後に行う指導も実習時間に含める。

○ 演習の内容

面接及び心理検査等のロールプレイ並びに事例検討(実習における 1 及び 2 における事例ではないもの)

2. 大学院における必要な科目について

ア 単位数等の規定

- ① 大学と同様に、講義及び演習科目については、法において単位数等を省令で定めることを規定しておらず、また、大学の自主性を尊重するため、省令で単位数等を定めず、実習科目についてはその実施を担保する観点から、その時間数の下限を規定する。

イ 科目について

- ① 「心理実践科目」と「実習科目」に大別する。
- ② 「心理実践科目」は、大学設置基準上の「講義及び演習」に該当する内容を想定するが、さまざまな事例について議論を行うといった演習を重点的に実施することが望ましい。

ウ 大学院における実習の内容

- ① 大学院においては、大学よりも質量ともに充実した実習が求められる。見学のみではなく、実際の事例を受け持った上で、現場の指導者とともに心理に関する支援の実践を行うことが望ましい。
- ② 学外の施設における実習については、少なくとも3分野以上の施設において実習を行うことが望ましい。ただし、医療機関(病院又は診療所)での実習を必須とする。一方で、医療機関以外の施設においては、実際に心理に関する支援を要する者等に対して支援の実践を行うことが困難である可能性があることを踏まえ、見学を中心とする実習も含まれる。
大学若しくは大学院に設置されている心理相談室又は学外の施設において、支援を要する者等の担当ケースに関する実習を必ず行う。当該実習の時間数の下限を規定する。

3. その他

今後省令において公認心理師となるために必要な科目を定めることとなるが、大学や大学院において当該科目以外の学修を妨げるものではない。